

No. 20 東海市

担当部課名		TEL	直通・内線	FAX
環境経済部 リサイクル推進課		052-601-2053	直通	052-689-1166
住所	〒476-0003 東海市荒尾町奥山10-48		担当者氏名	二宮 杏理
URL	http://www.city.tokai.aichi.jp/		E-mail	recycle@city.tokai.lg.jp

(1) [補助金額] (単位：円)

人槽区分	新設限度額	転換限度額	みなし浄化槽の撤去	くみ取り便槽の撤去
5人槽	166,000	332,000	150,000	120,000
6～7人槽	207,000	414,000		
8～10人槽	274,000	548,000		

- ・ 建築確認を伴う増改築時の入れ替えの場合は対象となる
- ・ 浄化槽のみ新設の場合は対象となる

(2) [令和8年度の補助計画基数] (単位：基)

5人槽	8人槽	10人槽	11～20人槽	21～30人槽	31～50人槽	51人槽以上	合計
33	6						39

前年度実績基数 (10基)

(3) [補助対象地域]

下水道認可区域以外の地域

(4) [特定地域の有無] 無

(5) [補助対象条件]

- ① し尿と雑排水を併せて処理する10人槽以下の浄化槽であって、生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という）除去率90%以上で、かつ放流水に含まれるBODの日間平均値が20mg/l以下の機能を有するもの。
また、浄化槽の保護のため、地表面にコンクリートを打設したもの
- ② 住宅（延床面積の2分の1以上を居住の用に供する建物）

(6) [欠格要件]

- ① 浄化槽法第5条第1項の規定に基づく設置の届出の審査又は建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定に基づく確認を受けずに浄化槽を設置する者
- ② 販売し、又は賃借することを目的として住宅を建築する場合における当該住宅を建築した者
- ③ 住宅等を借りている者で、賃貸人の承諾が得られないもの
- ④ 国及び地方公共団体
- ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員又は当該暴力団若しくは当該暴力団員と密接な関係を有する者
- ⑥ 市税を滞納している者
- ⑦ 同一敷地内のし尿（くみ取り便槽を除く）及び生活排水のすべてを浄化槽へ接続しないもの
- ⑧ その他市長が適当でないと認める者

(7) [補助金交付申請書に添付する書類]

- ・ 提出期限：工事着工予定日の14日前
- ① 設置場所の案内図
- ② 設置箇所の配置図及び給排水衛生設備図
- ③ 法第5条第1項の規定により審査期間に届け出た浄化槽設置届出書の写し又は建築基準法第6条第1項の確認済証の写し
- ④ 型式適合認定書別添仕様書及び図面
- ⑤ 浄化槽機能保証制度に基づいて登録された保証登録証
- ⑥ 登録浄化槽管理票（C票）
- ⑦ 工事見積書（宅内配管工事又は槽の撤去工事を行う場合にあっては、当該工事に係る費用のわかる見積書）
- ⑧ 工事請負契約書の写し
- ⑨ 浄化槽設備士の免状の写し
- ⑩ 住宅を借りている者にあっては、賃貸人の承諾書
- ⑪ 補助金の振込先を証する書類
- ⑫ 暴力団員でないことを誓約する書類
- ⑬ 市税の完納証明書

- ⑭みなし浄化槽からの転換を行う者にとっては、浄化槽法定検査結果、保守点検記録表又は清掃実施記録の写し
- ⑮くみ取り便槽からの転換を行う者にとっては、清掃実績記録の写し
- ⑯槽の撤去工事に係る申請者にとっては、当該みなし浄化槽又は当該くみ取り便槽の設置状況の写真
- ⑰前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(8) 【 実績報告書に添付する書類及び提出期限 】

- ・提出期限：浄化槽設置完了の日から起算して30日を経過した日又は令和9年2月26日のいずれか早い日
- ①設置工事中の写真（地表面のコンクリート打設完了までの写真）
- ②浄化槽法第10条の規定に基づく浄化槽の保守点検及び清掃に係る業務委託契約書の写し（設置者が自ら行うことができることを証明する書類）
- ③浄化槽法第7条及び第11条の規定に基づく浄化槽の法定検査契約書の写し及び依頼書
- ④浄化槽設備士が確認したチェックリスト
- ⑤工事費の支払に係る領収証の写し
- ⑥浄化槽使用開始報告書又は浄化槽工事完了報告書の写し
- ⑦前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- ※宅内配管工事に係る申請をした補助対象者
- ①～⑦
- ⑧宅内配管工事の施工写真
- ⑨宅内配管工事に係る領収書の写し
- ※撤去工事に係る申請をした補助対象者
- ①～⑦
- ⑧浄化槽使用廃止届出書（愛知県受領済み）の写し
- ⑨撤去工事の施工写真
- ⑩みなし浄化槽又はくみ取り便槽を適正に処理した証拠書類（マニユフェスト）
- ⑪撤去工事に係る領収書の写し
- ⑫撤去したみなし浄化槽又はくみ取り便槽の最終清掃実施記録の写し

(9) 【 その他 】

- ①既設みなし浄化槽の撤去に15万円までの補助を行っている
- ②既設くみ取り便槽の撤去に12万円までの補助を行っている
- ③既設みなし浄化槽の有効利用（雨水貯留槽など）に7万5千円（転用費用の1/2）までの補助を行っている
- ④みなし浄化槽又はくみ取り便槽からの転換に要する宅内配管工事費用を33万円まで補助を行っている

※上記以外で不明な点があれば、担当窓口までお問い合わせください